

自動車貸渡約款①～貸渡 15日以上～

第1章 総則

第1条（契約・約款の目的）

本約款は、借受人と当社の間で自動車貸渡契約を締結するにあたり、契約内容を明示し、円滑な自動車の貸し渡しに寄与するよう、その詳細を定めるものである。

第2条（約款の適用）

- 1 当社はこの約款（以下「約款」という）の定めるところにより、貸渡自動車を借受人に貸渡すものとし、借受人は約款を理解したうえでこれを借受ける。

なお、約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習による。

- 2 当社は、約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがある。

特約した場合には、その特約がこの約款に優先する。

- 3 借受人は、貸渡契約の締結にあたり、借受人と異なる運転者を指定する場合、約款中の運転者の義務と定められた事項をその運転者に周知し、遵守させる。

第2章 予約

第3条（予約の申込）

- 1 借受人は、貸渡自動車を借り受けるにあたって、当社所定の料金表等に同意のうえ、当社所定の方法により、予め車種クラス、使用目的、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、ETC・カーナビ等付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」という）を明示して予約の申込を行うことができる。
- 2 当社は、借受人から予約の申込があったときは、原則として、当社の保有する自動車や当社の認める借受条件の範囲内で予約に応ずるものとする。

第4条（予約の変更）

借受人は、借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならない。

第5条（契約の成立時期・予約の取消・キャンセルポリシー等）

- 1 借受人が端末を通じ予約フォームに入力し、その情報が当社のシステム上反映された後、当社が、借受人に対し、その予約申込書（貸渡契約書）（支払期限を定め振込金額・振込口座を明示した請求書を兼ねるもの。）をLINE、メールなどの電磁的方法により送付（発信）した時点で、自動車貸渡契約が成立する。
- 2 当社が、自動車の貸し渡しができないと判断した場合、当社は、借受人の同意なく、予約を取り消すことができる。
- 3 予約した借受開始時刻を1時間以上経過しても自動車貸渡契約が締結されなかったときは、事情の如何を問わず、予約が取消されたものとする。
- 4 借受人の都合により予約が取消されたときは、すみやかに、借受人は、以下のとおり、借受人は、当社に対し、キャンセル料を支払う。

当日キャンセルの場合 : 貸渡金相当額の100%のキャンセル料

当日から遡り7日以内の場合 : 貸渡金相当額の50%のキャンセル料

当日から遡り8日以上前の場合 : キャンセル料なし

- 5 前項以外の事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取消されたものとする。
- 6 借受人及び当社は、予約が取消されたこと及び貸渡契約が締結されなかったことについて、本約款に定める場合を除き、相互に何らの請求をしない。

第6条 (代替貸渡自動車)

- 1 当社は、借受人から予約のあった車種クラス、付属品、禁煙車・喫煙車の別、トランスミッションの仕様等の条件(以下「条件」という)に該当する貸渡自動車の貸渡ができないときは、その旨を借受人に通知する。
- 2 当社は、前項の場合で、予約のあった条件以外の貸渡自動車を貸渡することが可能なときは、前条第4項及び第5項にかかわらず、借受人に予約と異なる条件の貸渡自動車(以下「代替貸渡自動車」という)の貸渡を申し込むことができる。
- 3 借受人が前項の申込を承諾したときは、当社は予約時の借受条件のうち、満たさなかった条件以外は予約時と同一の借受条件で代替貸渡自動車を貸渡す。

この場合、借受人は、代替貸渡自動車の貸渡料金と予約のあった条件の貸渡自動車の貸渡料金のうち、いずれか低い方の料金を支払う。

- 4 借受人が第2項の申込を拒絶した場合、予約は取消されるものとする。

第3章 貸渡

第7条（貸渡契約の締結）

- 1 借受人は借受条件を、当社は約款・料金表等により貸渡条件を、それぞれ明示して、貸渡契約を締結する。
- 2 当社は、貸渡簿(貸渡原票)及び貸渡証に借受人及び運転者の免許証情報を記載するため、貸渡契約締結時に免許証の写しの提出を求める。
- 3 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、運転免許証の他に身元を証明する書類の提出を求め、提出された書類の写しをとることがある。借受人はこれに従わなければならない。
- 4 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人又は運転者に携帯電話番号等の緊急連絡先の提示を求める。借受人又は運転者はこれに従わなければならない。
- 5 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、第5条1項記載の予約申込書(支払期限を定め振込金額・振込口座を明示した請求書を兼ねるもの。)において、振込の方法によることを指定する。

ただし、予約が当日の貸渡にかかる場合は、当社店舗における現金払いによることもできる。

- 6 当社は、借受人又は運転者が前5項に従わない場合は、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができる。

第8条（貸渡拒絶）

- 1 当社は、借受人又は運転者が次の各号に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができる。
 - ① 貸渡自動車の運転に必要な運転免許証を有していないとき。
 - ② 酒気を帯びていると認められるとき。
 - ③ 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められると

き。

- ④ チャイルドシートがないにもかかわらず、6才未満の幼児を同乗させるとき。
- ⑤ (社)全国貸渡自動車協会情報管理システム(以下「全レ協システム」という。)に登録されているとき。
- ⑥ 指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員又は関係者、その他反社会的組織に属していると認められるとき。
- ⑦ 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為若しくは言辞を用いたとき、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。
- ⑧ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。
- ⑨ 借受人が端末を通じ予約フォームに入力した内容又は予約申込書に記載する住所、氏名、勤務先、電話番号等に誤りや虚偽があったとき。
- ⑩ 約款に違反する行為があったとき。
- ⑪ その他、当社が不相当と認めたとき。

2 前項にかかわらず、次の各号の場合にも、当社は貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができる。

- ① 貸渡しできる貸渡自動車がないとき。
- ② 借受人又は運転者が6才未満の幼児を同乗させるにもかかわらずチャイルドシートがないとき。

第9条 (貸渡契約の成立と貸渡車両の引渡し)

1 第5条記載のとおり、借受人が、端末を通じ予約フォームに入力する行為を申込みの意思表示とし、その情報が当社のシステム上反映された後、当社が、借受人に対し、その予約申込書(支払期限を定め振込金額・振込口座を明示した請求書を兼ねるもの。)をLINE、メールなどの電磁的方法により送付(発信)する行為を承諾の意思表示として、当該送付(発信)を行った時点で、自動車貸渡契約が成立するものとする(発信主義)。

- 2 貸渡車両の引渡しは、予約申込書（貸渡契約書）に記載されている借受開始日時及び借受場所で行う。

なお、当社の都合により借受開始日に引渡しができなかった場合、相当日数を延長する、又は相当日数分の料金を返還する。

第10条（貸渡料金）

貸渡契約が成立した場合、借受人は当社に対して料金表を参照し、契約締結に定めた料金を、予約申込書（支払期限を定め振込金額・振込口座を明示した請求書を兼ねるもの。）などに定められた支払期限までに支払う。

第11条（借受条件の変更）

借受人は、貸渡契約の締結後、借受条件の変更を希望する際は、当社の承諾を受けなければならない。

第12条（点検整備等）

- 1 当社は、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）及び第48条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施した貸渡自動車を貸渡す。
- 2 借受人又は運転者は、貸渡自動車の貸渡にあたり、当該車体の写真撮影等により貸渡時の現状を確認し、整備不良がないこと等を確認するとともに、借受条件を満たしていることを確認する。

第13条（貸渡証の交付・携行等）

- 1 当社は、貸渡自動車を引渡したときは、貸渡証を書面（電子メール等の電磁的方法を含みます。）により借受人に交付する。
- 2 借受人又は運転者は、貸渡自動車の使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携行（電磁的記録による携行を含みます。）しなければならない。

3 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知する。

第4章 使用

第14条（借受人の管理責任）

- 1 借受人又は運転者は、貸渡自動車の引渡を受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という）、善良な管理者としての自覚を持ち、細心の注意を払って貸渡自動車を使用し、保管する。
- 2 借受人又は運転者は、貸渡自動車を使用する際には、法令、約款、その他当社が提示する使用法を遵守し貸渡自動車を使用する。
- 3 借受人又は運転者が使用中に高速道路等の有料道路、有料駐車場、その他の有料サービスを利用したときは、借受人又は運転者はその利用料金等を自らの責任において、その有料サービスを提供する者に支払う。
- 4 借受人又は運転者がETCシステムを利用した場合において、有料道路の運営会社等（以下「有料道路運営会社等」という）から当社に対し、借受人又は運転者の有料道路の利用料金等の未払いに関する問合せ等があった場合、当社は有料道路運営会社等に対し、借受人又は運転手に関する情報を開示することができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意する。

第15条（日常点検整備）

借受人又は運転者は、使用中、借受けた貸渡自動車について、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める日常点検整備を実施しなければならない。

第16条（禁止行為）

- 1 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならない。
 - ① 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく貸渡自動車を自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
 - ② 貸渡自動車を所定の使用目的以外に使用し又は契約時に申告のあった運転者

以外の者に運転させること。

- ③ 貸渡自動車を転貸し、第三者に使用させ又は他に担保の用に供する等の行為をすること。
- ④ 貸渡自動車の自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又は貸渡自動車を改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- ⑤ 当社の承諾を受けることなく、貸渡自動車を各種テスト若しくは競技（当社が競技に該当すると判断するものを含む）に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- ⑥ 貸渡自動車の車内でたばこを吸うこと（ただし、喫煙車両は除く）。
- ⑦ 貸渡自動車の車内にペットを入れること（ただし、事前に当社の許可を得た上で、ペットをゲージに入れた状態で車内に入れる場合を除く。）。
- ⑧ 法令、公序良俗、又は本約款に違反して貸渡自動車を使用すること。
- ⑨ 貸渡自動車を日本国外に持ち出すこと。
- ⑩ 当社又は他の借受人に著しく迷惑を掛ける行為（貸渡自動車の車内への物品等の放置など貸渡自動車の汚損等を含むがこれに限らない）を行うこと。
- ⑪ その他借受条件又は貸渡条件に違反する行為をすること。

第17条（走行距離の制限）

貸渡自動車の走行距離の上限は、1日100km、月3000kmとする。

第18条（貸渡自動車のロードサービス対応範囲）

貸渡自動車のロードサービス対応が必要になったとき、契約時に明示した駐車予定地の直径60km範囲内を対象とする。対象範囲より離れていた場合はロードサービス料を借受人が支払う。

第19条（違法駐車）

1 借受人又は運転者は、貸渡自動車に関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車後直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という）に出頭し、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金等及び違法駐車に伴うレッカー移動・保管・引取り等の諸費用を納付する（以下「違反処理」という）。

2 当社は、警察から貸渡自動車の違法駐車の手続きを受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかに貸渡自動車を移動させ、貸渡自動車の借受期間満了時又は当社の指示する時まで管轄警察署に出頭して違反処理を行うよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従う。

なお、当社は、貸渡自動車が警察により移動された場合には、当社の判断により、自ら貸渡自動車を警察から引き取る場合がある。

3 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書及び納付書・領収証書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して繰り返し前項の指示を行う。

また、借受人又は運転者が前項の指示に従わない場合は、当社は、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちに貸渡自動車の返還を請求することができるものとし、借受人又は運転者は、違法駐車をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うこと等を自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」という）に自署する。

4 借受人又は運転者は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出するなどの必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書、自認書及び貸渡証等の資料を提出することに同意する。

5 借受人又は運転者が貸渡自動車返却までに違反処理を行わなかった場合、当社が借受人若しくは運転者若しくは貸渡自動車の探索に要した費用（以下「探索費用」という）を負担した場合、又は当社が車両の移動・保管・引取り等に要した費用（以下「車両管理費用」という）を負担した場合は、借受人は、当社が指定する期日までに、次に掲げる費用を当社に支払う。

① 放置違反金相当額

② 探索費用及び車両管理費用

③ 貸渡自動車返却日の翌日から貸渡自動車が実際に返却されるまでの期間、日額1万円の違約金

6 当社は、借受人が前項に基づき駐車違反金を当社に支払った後に、当該駐車違反に係る反則金を納付し又は公訴を提起され若しくは家庭裁判所の審判に付されたことにより、当社に放置違反金が還付されたときは、駐車違反金を借受人に返還する。

7 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を全レ協システムに登録する等の措置をとるものとし、借受人はこれに同意する。

第20条（GPS機能）

1 借受人及び運転者は、貸渡自動車に全地球測位システム（以下「GPS機能」という）が搭載されている場合があり、当社所定のシステムに貸渡自動車の現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意する。

① 貸渡契約の終了時に、貸渡自動車が所定の場所に返還されたことを確認するため。

② 貸渡自動車が返還されなかった場合、その他貸渡自動車の管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、貸渡自動車の現在位置等を確認するため。

③ 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。

2 借受人及び運転者は、前項のGPS機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意する。

第21条（ドライブレコーダー）

1 借受人及び運転者は、貸渡自動車にドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意する。

- ① 事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。
- ② 貸渡自動車の管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。
- ③ 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。

2 借受人及び運転者は、第1項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意する。

第5章 返還

第22条（借受人の返還責任）

- 1 借受人は、貸渡自動車を借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還する。
- 2 借受人は、天災その他の不可抗力により借受期間内に貸渡自動車を返還することができないときは、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従う。

第23条（貸渡自動車の確認等）

- 1 借受人は、当社立会いのもとに、貸渡自動車を通常の使用による劣化・摩耗又は借受人及び運転者の責に帰すべからざる事由により生じた損傷を除き、引渡時の状態で返還する。
- 2 借受人は、貸渡自動車の返還にあたって、貸渡自動車内に借受人、運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還する。

第24条（貸渡自動車の返還時期等）

- 1 借受人は、借受期間の延長を希望する際、借受終了予定日の7日前までに当社に申告しなければならない。
- 2 借受人が貸渡自動車の利用の延長を希望したときは、延長時の料金表をもとに算出された延長料をすみやかに支払う。

なお、初回契約締結後に料金改定されていても延長契約には適用しない。

- 3 借受人は、当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後に返還したときは、借受人は、当社に対し、本来の貸渡自動車の返却日の翌日から、実際に返却されるまでの間、日額1万円の違約金を支払う。

当該違約金が、7日を超えても支払いがない場合（7万円の未払いが生じた場合）、当該貸渡自動車の登録抹消に同意したものとみなし、当社が当該貸渡自動車を任意処分しても借受人は異議を述べない。

第25条（貸渡自動車の返還場所等）

- 1 借受人は、所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用（以下「回送費用」という）を負担する。
- 2 借受人は、当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所に貸渡自動車を返還したときは、回送費用の倍額の違約金を支払う。

第26条（貸渡自動車が返還されなかった場合の措置）

- 1 当社は、借受人に次の各号のいずれかが該当するときは、刑事告訴を行うなどの法的手続きのほか、GPS機能を利用し貸渡自動車の所在を確認するのに必要な措置を実施するとともに（社）全国貸渡自動車協会への不返還被害報告や、全レ協システムに登録する等の措置をとるものとし、借受人はこれに同意する。
 - ① 借受期間が満了したにもかかわらず当社の返還請求に応じないとき。
 - ② 借受人の所在が不明である等不返還と認められるとき。
- 2 前項各号の場合、借受人は、当社が借受人の探索及び貸渡自動車の回収に要した費用等を当社に支払う。

第27条（貸渡情報の登録と利用の合意）

- 1 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、借受人の氏名・生年月日・運転免許証番号等を含む客観的な貸渡事実に基づく情報（以下「貸渡情報」という）が全レ協システム及び貸渡注意者リストに7年を超えない期間登録されることに同意する。
 - ① 借受人又は運転者が、当社の指定する期日までに、駐車違反金を当社に支払わなかったとき。
 - ② 前条第1項各号に該当したとき。
- 2 借受人は、全レ協システムに登録された貸渡情報が（社）全国貸渡自動車協会及び加盟各都道府県貸渡自動車協会とその会員事業者利用されることに同意する。

第6章 故障・事故・盗難時の措置

第28条（貸渡自動車の故障）

借受人又は運転者は、使用中に貸渡自動車の異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従う。

第29条（保険への加入）

賃借人は、貸渡期間中、貸渡自動車について、当社が別途指定する保険契約を締結する。

第30条（事故）

- 1 借受人又は運転者は、使用中に貸渡自動車に係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとる。
 - ① 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - ② 前号の指示に基づき貸渡自動車の修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
 - ③ 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
 - ④ 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社の承諾を受けること。
- 2 借受人又は運転者は、前項のほか自らの責任において事故の処理・解決をする。
- 3 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力する。
- 4 当社は、事故発生時の状況を確認することを目的として、ドライブレコーダーまたは車載型事故記録装置、もしくはその両方が装着されている車両について衝撃が発

生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録する。

5 当社は、必要が認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとる。

第31条（事故の責任）

1 貸渡自動車に係る保険事故が発生したときは、当社は直ちにその旨を借受人に通知するとともに、保険金受領に必要な一切の資料を遅滞なく当社に提出する。

2 前項の保険事故に関して当社に保険金が支払われたときは、貸渡自動車の修理が可能である場合には、当社は保険金相当額を借受人に支払う。ただし、借受人が義務を怠っていた場合はこの限りでない。

3 貸渡自動車が増失し又は修理が不可能である場合には、当社は支払われた保険金額を限度として賃借人の支払義務を免除する。

4 故意・重過失・法令違反による事故における措置は、以下のとおりとする。

(1) 重過失による事故を起こした場合

ア 重過失による事故とは、酒酔い運転、酒気帯び運転、居眠り運転、無免許運転、居眠り、過労運転、30km/h以上の速度超過、故意とみなすもの、病気及び薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある場合、あおり運転 等をいう。

イ 重過失による事故を起こした場合、損害保険が適用できなくなる他、借受人が貸渡車両を全額賠償することに加え、借受人が当社に対し営業補償及び重過失損害金として一律20万円を支払わなければならない。

(2) 著しい過失による事故を起こした場合

ア 著しい過失による事故とは、逆走、携帯電話保持・不注意、信号無視、15km/h以上の速度違反、著しいハンドル、ブレーキ操作不適切、前方不注意等わき見運転 等をいう。

イ 著しい過失による事故を起こした場合、免責補償制度を適用外とし、加入・非加入に関わらず、借受人は当社に対し自走可能なばあいは10万円、自走不可の場合は20万円を支払わなければならない。

第32条（盗難）

借受人又は運転者は、使用中に貸渡自動車の盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとる。

- ① 直ちに最寄の警察に通報すること。
- ② 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- ③ 盗難・被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第33条（使用不能による貸渡契約の終了）

- 1 借受期間中において故障・事故・盗難その他の事由（以下「故障等」という）により貸渡自動車を使用できなくなったときは、貸渡契約は終了する。
- 2 借受人は、前項の場合、貸渡自動車の引取及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの料金を返還しないものとする。

但し、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとする。

- 3 故障等が貸渡前に存した欠陥・不具合その他貸渡自動車が借受条件に適合していないことに起因する場合は、借受人は当社から代替貸渡自動車の提供を受けることができる。

なお、代替貸渡自動車の提供条件については、第6条第3項を準用する。

- 4 借受人が前項の代替貸渡自動車の提供を受けないときは、当社は受領済みの料金を全額返還する。

なお、当社が代替貸渡自動車を提供できないときも同様とする。

- 5 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責めにも帰することができない事由により生じた場合は、当社は、受領済みの料金から、貸渡開始日から故障等による貸渡契約の終了日までの期間に対応する料金を差し引いた残額を借受人に返還する。

6 借受人は、本条に定める措置を除き、貸渡自動車を使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできない。

但し、故障等が当社の故意または重大な過失により生じた場合を除く。

第7章 賠償及び補償

第34条（借受人による賠償及び営業補償）

1 借受人は、借り受けた貸渡自動車の使用に関し、借受人又は運転者が当社の貸渡自動車（代理貸渡を受けている貸渡自動車を含む。）に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

ただし、借受人及び運転者の責めに帰することができない事由による場合を除く。

2 前項により借受人が損害賠償責任を負う場合、事故、盗難、借受人又は運転者の責めに帰すべき事由による故障、貸渡自動車の汚損・臭気等により当社がその貸渡自動車を利用できないことによる損害については料金表等に定めるところによるものとし、借受人はこれを支払う。

3 借受人又は運転者は、借り受けた貸渡自動車（代理貸渡を受けている貸渡自動車を含む。）の使用に関し、借受人又は運転者の故意又は過失によって第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償する。

第35条（保険の適用）

借受人が本約款に基づく賠償責任を負うとき及び運転者が前条第3項の賠償責任を負うときは、借受人が貸渡自動車について締結した損害保険契約を利用して対応する。

第8章 解除

第36条（貸渡契約の解除）

当社は、借受人が借受期間中に本約款に違反したときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちに貸渡自動車の返還を請求することができる。

この場合、当社は受領済の料金から、貸渡から解除までの期間に対応する料金および契約解除による損害賠償額を差し引いた残額があるときはこれを借受人に返還する。

第37条（同意解約）

借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができる。

この場合、当社は、受領済の料金から、貸渡から返還までの期間に対応する料金と解約手数料を合計した金額を差し引いた残額を借受人に返還する。

第9章 雑則

第38条（相殺）

当社は、本約款に基づき借受人に金銭債務を負担するときは、借受人が当社に負担する金銭債務といつでも相殺することができる。

第39条（消費税）

借受人は、本約款に基づく取引に課せられる消費税（地方消費税を含む。）を当社に対して支払う。

第40条（遅延損害金）

借受人及び当社は、本約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払う。

第41条（準拠法等）

準拠法は、日本法とする。

第42条（重要事項の情報提供）

- 1 当社は借受人に対し、本約款のうち、借受人の損害賠償責任及び営業補償責任の内容、当社の保険又は補償制度の内容及び条件並びに借受人が講ずべき故障、事故、盗難時の措置、違反駐車 の場合の措置及び返還遅れとなる場合の措置等の重要事項について、貸渡前に明確かつ平易な表現で情報提供するよう努める。
- 2 借受人は、本約款の内容について理解するよう努める。

第43条（約款の揭示等）

- 1 当社は、本約款を以下のいずれかの方法により借受人に対して示す。
 - ① 当社の営業店舗において公衆の見やすいように掲示（ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含む。）
 - ② ウェブサイト等に見やすいように掲載
 - ③ 書面（電子メール等の電磁的方法を含む。）の提示
- 2 また、当社の発行する料金表等により、本約款の概要を借受人に提供するものとする。これを変更した場合も同様とする。

第44条（誠実協議）

本約款に定めのない事項及び本約款の解釈につき相違のある事項については、本約款の趣旨に従い、両当事者間で誠実に協議の上、これを解決する。

第45条（管轄裁判所）

本約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

附則 本約款は、令和6年5月1日から施行する。

自動車貸渡約款②～貸渡 14日以内～

第1章 総則

第1条（契約・約款の目的）

本約款は、借受人と当社の間で自動車貸渡契約を締結するにあたり、契約内容を明示し、円滑な自動車の貸し渡しに寄与するよう、その詳細を定めるものである。

第2条（約款の適用）

- 1 当社はこの約款（以下「約款」という）の定めるところにより、貸渡自動車を借受人に貸渡すものとし、借受人は約款を理解したうえでこれを借受ける。

なお、約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習による。

- 2 当社は、約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがある。

特約した場合には、その特約がこの約款に優先する。

- 3 借受人は、貸渡契約の締結にあたり、借受人と異なる運転者を指定する場合、約款中の運転者の義務と定められた事項をその運転者に周知し、遵守させる。

第2章 予約

第3条（予約の申込）

- 1 借受人は、貸渡自動車を借り受けるにあたって、当社所定の料金表等に同意のうえ、当社所定の方法により、予め車種クラス、使用目的、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、E T C・カーナビ等付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」という）を明示して予約の申込を行うことができる。
- 2 当社は、借受人から予約の申込があったときは、原則として、当社の保有する自動車や当社の認める借受条件の範囲内で予約に応ずるものとする。

第4条（予約の変更）

借受人は、借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならない。

第5条（契約の成立時期・予約の取消・キャンセルポリシー等）

- 1 借受人が端末を通じ予約フォームに入力し、その情報が当社のシステム上反映された後、当社が、借受人に対し、その予約申込書（貸渡契約書）（支払期限を定め振込金額・振込口座を明示した請求書を兼ねるもの。）をL I N E、メールなどの電磁的方法により送付（発信）した時点で、自動車貸渡契約が成立する。
- 2 当社が、自動車の貸し渡しができないと判断した場合、当社は、借受人の同意なく、予約を取り消すことができる。
- 3 予約した借受開始時刻を1時間以上経過しても自動車貸渡契約が締結されなかったときは、事情の如何を問わず、予約が取消されたものとする。
- 4 借受人の都合により予約が取消されたときは、すみやかに、借受人は、以下のとおり、借受人は、当社に対し、キャンセル料を支払う。

当日キャンセルの場合 ：貸渡金相当額の100%のキャンセル料

当日から遡り7日以内の場合 ：貸渡金相当額の50%のキャンセル料

当日から遡り8日以上前の場合 : キャンセル料なし

- 5 前項以外の事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取消されたものとする。
- 6 借受人及び当社は、予約が取消されたこと及び貸渡契約が締結されなかったことについて、本約款に定める場合を除き、相互に何らの請求をしない。

第6条 (代替貸渡自動車)

- 1 当社は、借受人から予約のあった車種クラス、付属品、禁煙車・喫煙車の別、トランスミッションの仕様等の条件（以下「条件」という）に該当する貸渡自動車の貸渡ができないときは、その旨を借受人に通知する。
- 2 当社は、前項の場合で、予約のあった条件以外の貸渡自動車を貸渡することが可能なときは、前条第4項及び第5項にかかわらず、借受人に予約と異なる条件の貸渡自動車（以下「代替貸渡自動車」という）の貸渡を申し込むことができる。
- 3 借受人が前項の申込を承諾したときは、当社は予約時の借受条件のうち、満たさなかった条件以外は予約時と同一の借受条件で代替貸渡自動車を貸渡す。

この場合、借受人は、代替貸渡自動車の貸渡料金と予約のあった条件の貸渡自動車の貸渡料金のうち、いずれか低い方の料金を支払う。

- 4 借受人が第2項の申込を拒絶した場合、予約は取消されるものとする。

第3章 貸渡

第7条（貸渡契約の締結）

- 1 借受人は借受条件を、当社は約款・料金表等により貸渡条件を、それぞれ明示して、貸渡契約を締結する。
- 2 当社は、貸渡簿(貸渡原票)及び貸渡証に借受人及び運転者の免許証情報を記載するため、貸渡契約締結時に免許証の写しの提出を求める。
- 3 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、運転免許証の他に身元を証明する書類の提出を求め、提出された書類の写しをとることがある。借受人はこれに従わなければならない。
- 4 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人又は運転者に携帯電話番号等の緊急連絡先の提示を求める。借受人又は運転者はこれに従わなければならない。
- 5 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、第5条1項記載の予約申込書(支払期限を定め振込金額・振込口座を明示した請求書を兼ねるもの。)において、振込の方法によることを指定する。

ただし、予約が当日の貸渡にかかる場合は、当社店舗における現金払いによることもできる。

- 6 当社は、借受人又は運転者が前5項に従わない場合は、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができる。

第8条（貸渡拒絶）

- 1 当社は、借受人又は運転者が次の各号に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができる。
 - ① 貸渡自動車の運転に必要な運転免許証を有していないとき。
 - ② 酒気を帯びていると認められるとき。
 - ③ 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められると

き。

- ④ チャイルドシートがないにもかかわらず、6才未満の幼児を同乗させるとき。
- ⑤ (社)全国貸渡自動車協会情報管理システム(以下「全レ協システム」という。)に登録されているとき。
- ⑥ 指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員又は関係者、その他反社会的組織に属していると認められるとき。
- ⑦ 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為若しくは言辞を用いたとき、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。
- ⑧ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。
- ⑨ 借受人が端末を通じ予約フォームに入力した内容又は予約申込書に記載する住所、氏名、勤務先、電話番号等に誤りや虚偽があったとき。
- ⑩ 約款に違反する行為があったとき。
- ⑪ その他、当社が不相当と認めたとき。

2 前項にかかわらず、次の各号の場合にも、当社は貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができる。

- ① 貸渡しできる貸渡自動車がないとき。
- ② 借受人又は運転者が6才未満の幼児を同乗させるにもかかわらずチャイルドシートがないとき。

第9条（貸渡契約の成立と貸渡車両の引渡し）

1 第5条記載のとおり、借受人が、端末を通じ予約フォームに入力する行為を申込みの意思表示とし、その情報が当社のシステム上反映された後、当社が、借受人に対し、その予約申込書（支払期限を定め振込金額・振込口座を明示した請求書を兼ねるもの。）をLINE、メールなどの電磁的方法により送付（発信）する行為を承諾の意思表示として、当該送付（発信）を行った時点で、自動車貸渡契約が成立するものとする（発信主義）。

- 2 貸渡車両の引渡しは、予約申込書（貸渡契約書）に記載されている借受開始日時及び借受場所で行う。

なお、当社の都合により借受開始日に引渡しができなかった場合、相当日数を延長する、又は相当日数分の料金を返還する。

第10条（貸渡料金）

貸渡契約が成立した場合、借受人は当社に対して料金表を参照し、契約締結に定めた料金を、予約申込書（支払期限を定め振込金額・振込口座を明示した請求書を兼ねるもの。）などに定められた支払期限までに支払う。

第11条（借受条件の変更）

借受人は、貸渡契約の締結後、借受条件の変更を希望する際は、当社の承諾を受けなければならない。

第12条（点検整備等）

- 1 当社は、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）及び第48条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施した貸渡自動車を貸渡す。
- 2 借受人又は運転者は、貸渡自動車の貸渡にあたり、当該車体の写真撮影等により貸渡時の現状を確認し、整備不良がないこと等を確認するとともに、借受条件を満たしていることを確認する。

第13条（貸渡証の交付・携行等）

- 1 当社は、貸渡自動車を引渡したときは、貸渡証を書面（電子メール等の電磁的方法を含みます。）により借受人に交付する。
- 2 借受人又は運転者は、貸渡自動車の使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携行（電磁的記録による携行を含みます。）しなければならない。

- 3 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知する。

第4章 使用

第14条（借受人の管理責任）

- 1 借受人又は運転者は、貸渡自動車の引渡を受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という）、善良な管理者としての自覚を持ち、細心の注意を払って貸渡自動車を使用し、保管する。
- 2 借受人又は運転者は、貸渡自動車を使用する際には、法令、約款、その他当社が提示する使用法を遵守し貸渡自動車を使用する。
- 3 借受人又は運転者が使用中に高速道路等の有料道路、有料駐車場、その他の有料サービスを利用したときは、借受人又は運転者はその利用料金等を自らの責任において、その有料サービスを提供する者に支払う。
- 4 借受人又は運転者がETCシステムを利用した場合において、有料道路の運営会社等（以下「有料道路運営会社等」という）から当社に対し、借受人又は運転者の有料道路の利用料金等の未払いに関する問合せ等があった場合、当社は有料道路運営会社等に対し、借受人又は運転手に関する情報を開示することができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意する。

第15条（日常点検整備）

借受人又は運転者は、使用中、借受けた貸渡自動車について、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める日常点検整備を実施しなければならない。

第16条（禁止行為）

- 1 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならない。
 - ① 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく貸渡自動車を自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
 - ② 貸渡自動車を所定の使用目的以外に使用し又は契約時に申告のあった運転者

以外の者に運転させること。

- ③ 貸渡自動車を転貸し、第三者に使用させ又は他に担保の用に供する等の行為をすること。
- ④ 貸渡自動車の自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又は貸渡自動車を改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- ⑤ 当社の承諾を受けることなく、貸渡自動車を各種テスト若しくは競技（当社が競技に該当すると判断するものを含む）に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- ⑥ 貸渡自動車の車内でたばこを吸うこと（ただし、喫煙車両は除く）。
- ⑦ 貸渡自動車の車内にペットを入れること（ただし、事前に当社の許可を得た上で、ペットをゲージに入れた状態で車内に入れる場合を除く。）。
- ⑧ 法令、公序良俗、又は本約款に違反して貸渡自動車を使用すること。
- ⑨ 貸渡自動車を日本国外に持ち出すこと。
- ⑩ 当社又は他の借受人に著しく迷惑を掛ける行為（貸渡自動車の車内への物品等の放置など貸渡自動車の汚損等を含むがこれに限らない）を行うこと。
- ⑪ その他借受条件又は貸渡条件に違反する行為をすること。

第17条（走行距離の制限）

貸渡自動車の走行距離の上限は、1日100km、月3000kmとする。

第18条（貸渡自動車のロードサービス対応範囲）

貸渡自動車のロードサービス対応が必要になったとき、契約時に明示した駐車予定地の直径60km範囲内を対象とする。対象範囲より離れていた場合はロードサービス料を借受人が支払う。

第19条（違法駐車）

1 借受人又は運転者は、貸渡自動車に関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車後直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という）に出頭し、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金等及び違法駐車に伴うレッカー移動・保管・引取り等の諸費用を納付する（以下「違反処理」という）。

2 当社は、警察から貸渡自動車の違法駐車の手続きを受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかに貸渡自動車を移動させ、貸渡自動車の借受期間満了時又は当社の指示する時まで管轄警察署に出頭して違反処理を行うよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従う。

なお、当社は、貸渡自動車警察により移動された場合には、当社の判断により、自ら貸渡自動車を警察から引き取る場合がある。

3 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書及び納付書・領収証書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して繰り返し前項の指示を行う。

また、借受人又は運転者が前項の指示に従わない場合は、当社は、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちに貸渡自動車の返還を請求することができるものとし、借受人又は運転者は、違法駐車をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うこと等を自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」という）に自署する。

4 借受人又は運転者は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出するなどの必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書、自認書及び貸渡証等の資料を提出することに同意する。

5 借受人又は運転者が貸渡自動車返却までに違反処理を行わなかった場合、当社が借受人若しくは運転者若しくは貸渡自動車の探索に要した費用（以下「探索費用」という）を負担した場合、又は当社が車両の移動・保管・引取り等に要した費用（以下「車両管理費用」という）を負担した場合は、借受人は、当社が指定する期日までに、次に掲げる費用を当社に支払う。

① 放置違反金相当額

② 探索費用及び車両管理費用

③ 貸渡自動車返却日の翌日から貸渡自動車が実際に返却されるまでの期間、日額1万円の違約金

6 当社は、借受人が前項に基づき駐車違反金を当社に支払った後に、当該駐車違反に係る反則金を納付し又は公訴を提起され若しくは家庭裁判所の審判に付されたことにより、当社に放置違反金が還付されたときは、駐車違反金を借受人に返還する。

7 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を全レ協システムに登録する等の措置をとるものとし、借受人はこれに同意する。

第20条（GPS機能）

1 借受人及び運転者は、貸渡自動車に全地球測位システム（以下「GPS機能」という）が搭載されている場合があり、当社所定のシステムに貸渡自動車の現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意する。

① 貸渡契約の終了時に、貸渡自動車が所定の場所に返還されたことを確認するため。

② 貸渡自動車が返還されなかった場合、その他貸渡自動車の管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、貸渡自動車の現在位置等を確認するため。

③ 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。

2 借受人及び運転者は、前項のGPS機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意する。

第21条（ドライブレコーダー）

1 借受人及び運転者は、貸渡自動車にドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意する。

- ① 事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。
- ② 貸渡自動車の管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。
- ③ 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。

2 借受人及び運転者は、第1項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意する。

第5章 返還

第22条（借受人の返還責任）

- 1 借受人は、貸渡自動車を借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還する。
- 2 借受人は、天災その他の不可抗力により借受期間内に貸渡自動車を返還することができないときは、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従う。

第23条（貸渡自動車の確認等）

- 1 借受人は、当社立会いのもとに、貸渡自動車を通常の使用による劣化・摩耗又は借受人及び運転者の責に帰すべからざる事由により生じた損傷を除き、引渡時の状態で返還する。
- 2 借受人は、貸渡自動車の返還にあたって、貸渡自動車内に借受人、運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還する。

第24条（貸渡自動車の返還時期等）

- 1 借受人は、借受期間の延長を希望する際、借受終了予定日の3日前までに当社に申告しなければならない。
- 2 借受人が貸渡自動車の利用の延長を希望したときは、延長時の料金表をもとに算出された延長料をすみやかに支払う。

なお、初回契約締結後に料金改定されていても延長契約には適用しない。

- 3 借受人は、当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後に返還したときは、借受人は、当社に対し、本来の貸渡自動車の返却日の翌日から、実際に返却されるまでの間、日額1万円の違約金を支払う。

当該違約金が、7日を超えても支払いがない場合（7万円の未払いが生じた場合）、当該貸渡自動車の登録抹消に同意したものとみなし、当社が当該貸渡自動車を任意処分しても借受人は異議を述べない。

第25条（貸渡自動車の返還場所等）

- 1 借受人は、所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用（以下「回送費用」という）を負担する。
- 2 借受人は、当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所に貸渡自動車を返還したときは、回送費用の倍額の違約金を支払う。

第26条（貸渡自動車が返還されなかった場合の措置）

- 1 当社は、借受人に次の各号のいずれかが該当するときは、刑事告訴を行うなどの法的手続きのほか、GPS機能を利用し貸渡自動車の所在を確認するのに必要な措置を実施するとともに（社）全国貸渡自動車協会への不返還被害報告や、全レ協システムに登録する等の措置をとるものとし、借受人はこれに同意する。
 - ① 借受期間が満了したにもかかわらず当社の返還請求に応じないとき。
 - ② 借受人の所在が不明である等不返還と認められるとき。
- 2 前項各号の場合、借受人は、当社が借受人の探索及び貸渡自動車の回収に要した費用等を当社に支払う。

第27条（貸渡情報の登録と利用の合意）

- 1 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、借受人の氏名・生年月日・運転免許証番号等を含む客観的な貸渡事実に基づく情報（以下「貸渡情報」という）が全レ協システム及び貸渡注意者リストに7年を超えない期間登録されることに同意する。
 - ① 借受人又は運転者が、当社の指定する期日までに、駐車違反金を当社に支払わなかったとき。
 - ② 前条第1項各号に該当したとき。
- 2 借受人は、全レ協システムに登録された貸渡情報が（社）全国貸渡自動車協会及び加盟各都道府県貸渡自動車協会とその会員事業者利用されることに同意する。

第6章 故障・事故・盗難時の措置

第28条（貸渡自動車の故障）

借受人又は運転者は、使用中に貸渡自動車の異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従う。

第29条（保険への加入）

賃借人は、貸渡期間中、貸渡自動車について、当社が別途指定する保険契約を締結する。

第30条（事故）

- 1 借受人又は運転者は、使用中に貸渡自動車に係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとる。
 - ① 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - ② 前号の指示に基づき貸渡自動車の修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
 - ③ 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
 - ④ 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社の承諾を受けること。
- 2 借受人又は運転者は、前項のほか自らの責任において事故の処理・解決をする。
- 3 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力する。
- 4 当社は、事故発生時の状況を確認することを目的として、ドライブレコーダーまたは車載型事故記録装置、もしくはその両方が装着されている車両について衝撃が発

生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録する。

5 当社は、必要が認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとる。

第31条（事故の責任）

1 貸渡自動車に係る保険事故が発生したときは、当社は直ちにその旨を借受人に通知するとともに、保険金受領に必要な一切の資料を遅滞なく当社に提出する。

2 前項の保険事故に関して当社に保険金が支払われたときは、貸渡自動車の修理が可能である場合には、当社は保険金相当額を借受人に支払う。ただし、借受人が義務を怠っていた場合はこの限りでない。

3 貸渡自動車が増失し又は修理が不可能である場合には、当社は支払われた保険金額を限度として賃借人の支払義務を免除する。

4 故意・重過失・法令違反による事故における措置は、以下のとおりとする。

(1) 重過失による事故を起こした場合

ア 重過失による事故とは、酒酔い運転、酒気帯び運転、居眠り運転、無免許運転、居眠り、過労運転、30km/h以上の速度超過、故意とみなすもの、病気及び薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある場合、あおり運転 等をいう。

イ 重過失による事故を起こした場合、損害保険が適用できなくなる他、借受人が貸渡車両を全額賠償することに加え、借受人が当社に対し営業補償及び重過失損害金として一律20万円を支払わなければならない。

(2) 著しい過失による事故を起こした場合

ア 著しい過失による事故とは、逆走、携帯電話保持・不注意、信号無視、15km/h以上の速度違反、著しいハンドル、ブレーキ操作不適切、前方不注意等わき見運転 等をいう。

イ 著しい過失による事故を起こした場合、免責補償制度を適用外とし、加入・非加入に関わらず、借受人は当社に対し自走可能なばあいは10万円、自走不可の場合は20万円を支払わなければならない。

第32条（盗難）

借受人又は運転者は、使用中に貸渡自動車の盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとる。

- ① 直ちに最寄の警察に通報すること。
- ② 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- ③ 盗難・被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第33条（使用不能による貸渡契約の終了）

- 1 借受期間中において故障・事故・盗難その他の事由（以下「故障等」という）により貸渡自動車を使用できなくなったときは、貸渡契約は終了する。
- 2 借受人は、前項の場合、貸渡自動車の引取及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの料金を返還しないものとする。

但し、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとする。

- 3 故障等が貸渡前に存した欠陥・不具合その他貸渡自動車が借受条件に適合していないことに起因する場合は、借受人は当社から代替貸渡自動車の提供を受けることができる。

なお、代替貸渡自動車の提供条件については、第6条第3項を準用する。

- 4 借受人が前項の代替貸渡自動車の提供を受けないときは、当社は受領済みの料金を全額返還する。

なお、当社が代替貸渡自動車を提供できないときも同様とする。

- 5 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責めにも帰することができない事由により生じた場合は、当社は、受領済みの料金から、貸渡開始日から故障等による貸渡契約の終了日までの期間に対応する料金を差し引いた残額を借受人に返還する。

6 借受人は、本条に定める措置を除き、貸渡自動車を使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできない。

但し、故障等が当社の故意または重大な過失により生じた場合を除く。

第7章 賠償及び補償

第34条（借受人による賠償及び営業補償）

1 借受人は、借り受けた貸渡自動車の使用に関し、借受人又は運転者が当社の貸渡自動車（代理貸渡を受けている貸渡自動車を含む。）に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

ただし、借受人及び運転者の責めに帰することができない事由による場合を除く。

2 前項により借受人が損害賠償責任を負う場合、事故、盗難、借受人又は運転者の責めに帰すべき事由による故障、貸渡自動車の汚損・臭気等により当社がその貸渡自動車を利用できないことによる損害については料金表等に定めるところによるものとし、借受人はこれを支払う。

3 借受人又は運転者は、借り受けた貸渡自動車（代理貸渡を受けている貸渡自動車を含む。）の使用に関し、借受人又は運転者の故意又は過失によって第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償する。

第35条（保険の適用）

借受人が本約款に基づく賠償責任を負うとき及び運転者が前条第3項の賠償責任を負うときは、借受人が貸渡自動車について締結した損害保険契約を利用して対応する。

第8章 解除

第36条（貸渡契約の解除）

当社は、借受人が借受期間中に本約款に違反したときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちに貸渡自動車の返還を請求することができる。

この場合、当社は受領済の料金から、貸渡から解除までの期間に対応する料金および契約解除による損害賠償額を差し引いた残額があるときはこれを借受人に返還する。

第37条（同意解約）

借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができる。

この場合、当社は、受領済の料金から、貸渡から返還までの期間に対応する料金と解約手数料を合計した金額を差し引いた残額を借受人に返還する。

第9章 雑則

第38条（相殺）

当社は、本約款に基づき借受人に金銭債務を負担するときは、借受人が当社に負担する金銭債務といつでも相殺することができる。

第39条（消費税）

借受人は、本約款に基づく取引に課せられる消費税（地方消費税を含む。）を当社に対して支払う。

第40条（遅延損害金）

借受人及び当社は、本約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払う。

第41条（準拠法等）

準拠法は、日本法とする。

第42条（重要事項の情報提供）

- 1 当社は借受人に対し、本約款のうち、借受人の損害賠償責任及び営業補償責任の内容、当社の保険又は補償制度の内容及び条件並びに借受人が講ずべき故障、事故、盗難時の措置、違反駐車 の場合の措置及び返還遅れとなる場合の措置等の重要事項について、貸渡前に明確かつ平易な表現で情報提供するよう努める。
- 2 借受人は、本約款の内容について理解するよう努める。

第43条（約款の揭示等）

- 1 当社は、本約款を以下のいずれかの方法により借受人に対して示す。
 - ① 当社の営業店舗において公衆の見やすいように掲示（ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含む。）
 - ② ウェブサイト等に見やすいように掲載
 - ③ 書面（電子メール等の電磁的方法を含む。）の提示
- 2 また、当社の発行する料金表等により、本約款の概要を借受人に提供するものとする。これを変更した場合も同様とする。

第44条（誠実協議）

本約款に定めのない事項及び本約款の解釈につき相違のある事項については、本約款の趣旨に従い、両当事者間で誠実に協議の上、これを解決する。

第45条（管轄裁判所）

本約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

附則 本約款は、令和6年5月1日から施行する。